

Part 7 【学則および学内関係諸規程】

- 福岡女学院大学短期大学部 学則……………38
- 福岡女学院大学短期大学部 科目等履修生に関する規程……………45
- 福岡女学院大学短期大学部 聴講生に関する規程……………46

福岡女学院大学短期大学部学則 (抜粋)

1964 (昭39) 年4月1日制定
最終改正 2017 (平29) 年11月17日

第1章 目的及び使命

(目 的)

第1条 本学は、イエス・キリストに基づく福岡女学院創立の精神にのっとり、神を畏れ、奉仕に生きるよき社会人を育成するために、教育基本法及び学校教育法に従って女子の専門教育を行ない、高い教養と実際の専門知識を授けることを目的とする。

第2章 学科及び教育課程

(科)

第2条 本学部 (以下本学という) に英語科をおく。英語科は、英語運用能力を伸ばし、コミュニケーションの手段としての英語を習得させるとともに、その言語を通して自己と自己を取り巻く世界を探究させる。スキルの習得と教養教育の融合によって、世界に貢献できる国際人の養成を目的とする。

(授業科目)

第3条 授業科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

(教育課程)

第4条 本学の教育課程を別表のように定める。

(1) 授業科目の編成及びその単位数は別表の通り定める。

(2) 削除

第3章 修業年限及び学生定員

(修業年限)

第5条 修業年限は2年とする。ただし、在学期間は、4年をこえることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修学生として認められた学生は、4年を越えて在学することができる。

(学生定員)

第6条 学生定員を次のとおり定める。

入学定員100名 収容定員200名

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

Part 7 【学則および学内関係諸規程】

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
(2) 後期 10月1日から3月31日まで
2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期における授業の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3) 創立記念日 5月18日
(4) 春期休業日 3月26日から4月5日まで
(5) 夏期休業日 8月11日から9月30日まで
(6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 必要に応じて学長は前項の休業日を他の日にふりかえ、又はその期間を変更することができる。

3 学長は必要ある場合休業日に授業を行うことができる。

4 学長は特別の事情があるとき臨時休業を行うことができる。

(授業期間)

第9条の2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 履修方法、単位認定及び卒業

(卒業に必要な単位数)

第10条 卒業資格を得るための履修方法を次のとおり定める。

- (1) イ 必修科目は、35単位を修得しなければならない。
□ 選択科目は、30単位以上を修得しなければならない。ただし、選択科目のコース科目より、12単位以上を同一コースから修得しなければならない。

(2) 卒業に必要な単位数は英語科65単位以上とする。

(単位の計算基準)

第11条 各授業科目に対する単位数は15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(教育職員免許状)

第12条 削除

(単位認定)

第13条 各科目の単位の認定は試験及びそれに準ずるものによる。成績はAA、A、B、C、D、Fで表しAA、A、B、Cを合格とする。

(追試験及び再試験)

第14条 病気その他、やむを得ない理由のため、試験を受けることのできなかつた者に対しては、追試験を行うことがある。

2 不合格になった科目については、別に定めるところにより再試験を行うことがある。
(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条の2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第14条の3 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の修得単位の認定)

第14条の4 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは45単位を超えないものとする。

(卒業認定)

第15条 本学に2年以上在学し、本学学則に定める所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第15条の2 本学の卒業を認定した者には、短期大学士（英語）の学位を与え、卒業証書・学位記を授与する。

第6章 入学、退学、除籍、休学及び転学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

Part 7 【学則および学内関係諸規程】

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
 - ロ 文部科学大臣の指定した者
 - ハ 大学入学資格検定に合格した者
- (4) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

（入学志願者）

第18条 入学志願者は、次の各号の書類に、入学検定料をそえて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 卒業証明書又は資格証明書
- (3) 調査書
- (4) 削除
（合格者）

第19条 入学志願者の中から選考の上、合格者を決定する。

（入学許可）

第20条 合格を決定された者で、保証人連署の誓約書に入学金その他指定された納入金を、指定の期日までに提出した者に対し入学を許可する。

（保証人）

第21条 保証人の身分、住所等に異動を生じた時は、直ちに届出なければならない。

（休学）

第22条 病気、その他止むを得ない理由で就学できないときは、理由書を付し休学を願い出ることができる。

- 2 休学の期間は、引続き1年をこえることはできない。ただし特別の事情あるときは、更に引続き休学を願い出ることができる。ただし、通算2年をこえることはできない。
- 3 休学期間は在学年数に算入しない。

（退学、転学）

第23条 退学又は転学しようとするものは、その理由を記して、保証人連署の上、願い出なければならない。

（除 籍）

第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。

- (1) 期限までに学費の納入を行わず、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年を超えた者
- (3) 第22条第2項に定める休学期間を超え、なお復学できない者
- (4) その他、除籍が必要と認められる者

（再入学）

第24条 願い出により退学したものが再入学を願い出た場合には、これを許可することがある。

- 2 除籍された者が再入学を願い出た場合は、前項に準じる。

（転入学）

第25条 他の短期大学から転入学を希望するものが、その旨願い出た場合には、欠員のある場合選考の上これを許可することがある。

第7章 学費

（入学検定料）

第26条 入学志願者は、入学検定料として、25,000円を納入しなければならない。

（入学金）

第27条 入学試験に合格したものは入学金として200,000円を納入しなければならない。

（授業料）

第28条 授業料は年額686,000円とする。

- 2 授業料は毎学期始め指定された期日までに、学校の指定に従って納入しなければならない。ただし、学年始めに全納してもさしつかえない。

- 3 削除

（その他の校納金）

第29条 授業料の外、実習費その他必要な費用については別に徴収する。

- 2 その納入については前条第2項、第3項を準用する。

（転学、転入退学時納入金）

第30条 転入学、転学、退学する場合、その期の納入金はこれを納入しなければならない。

（休学期間の校納金）

第31条 休学期間中は、在籍料として年額120,000円を徴収する。ただし、留年学生は除くものとする。

- 2 前項の在籍料の取扱いについては、別に定める。

（納入金無返還）

第32条 一旦納めた納入金は過誤によるもの以外は一切返還しない。

（納入金免除）

第33条 学費支弁の困難なものに対しては、その実情と成績により、一部を免除又は貸与することがある。

第8章 教職員の構成

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

Part 7 【学則および学内関係諸規程】

第9章 教授会

第35条 福岡女学院大学及び本学に共通の重要な事項を審議するために連合教授会を置く。

2 短期大学部に固有の重要な事項を審議するために短期大学部教授会を置く。(以下、連合教授会及び短期大学部教授会をあわせて「教授会」という。)

3 削除

4 削除

第36条 削除

第37条 教授会の運営に関し、必要な事項は「福岡女学院大学教授会規程」に定める。

第10章 図書館、公開講座、聴講、科目等履修生及び長期履修学生

(図書館)

第38条 本学に附属図書館をおく。図書館に関する規定は別にこれを定める。

(公開講座)

第39条 本学は一般市民のために公開講座を設けることがある。

(聴講並びに科目等履修生)

第40条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学生の授業に支障をきたさない限り、教授会において選考の上、聴講並びに科目等履修生として履修を許可することがある。

2 聴講並びに科目等履修生に関する規程は別に定める。

第40条の2 本学に長期履修学生として入学を志願する者があるときは、教授会において選考の上、入学を許可する。

2 長期履修学生に関する規定は別にこれを定める。

第11章 保健施設

(寄宿舍)

第41条 削除

(身体検査)

第42条 学生並びに職員の健康増進のため、毎年身体検査を行う。

(保健室)

第43条 本学に保健室をおき、一般保健に関する業務及び応急処置を行う。

第12章 賞罰

(表彰)

第44条 学生の本分を全うし、他の模範となるような学生はこれを表彰することがある。
この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し、又は、学生の本分に反する行為をした者は、これを懲戒

する。この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

2 懲戒は譴責、停学及び退学とする。
(退学処分)

第46条 次の各号のいずれかに該当するものは退学させる。この決定は教授会の審議を経て学長が行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、しばしば欠席する者

(4) 学校の秩序を乱す者

(5) その他学生の本分に反する者

第13章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第47条 本学は、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第14章 改廃

第48条 この学則の改正は、教授会の審議を経て理事会が行う。

Part 7 【学則および学内関係諸規程】

○福岡女学院大学短期大学部科目等履修生に関する規程

2000(平12)年4月1日制定

第1条 福岡女学院大学短期大学部(以下「本学」という)の科目等履修生に関することは本規程の定めるところによる。

第2条 科目等履修生として履修できる者は、本学の入学資格を有する者、または、これと同等以上の学力を有する者で、教授会において適当と認められた者とする。

第3条 履修を希望する科目については、教授会の承認を得なければならない。ただし、一部指定の科目については、その科目担当者の承認を得なければならない。なお、履修人員に制限がある科目では履修を許可しないことがある。

2 1学期間に履修できる科目は5科目以内に限る。

第4条 履修を希望する者は、別に定める期日までに願出しなければならない。

第5条 履修した授業科目についての所定の課程を修了し、試験に合格した場合には、所定の単位を与える。その単位は、短期大学部正規の課程の単位として認定することができる。

2 前項に該当する者には、願出により単位認定証明書を交付する。

第6条 科目等履修生としての在学期間は原則として1年以内とする。ただし願出により延長することができる。

第7条 手続費用および科目等履修料については、別に定める。

第8条 科目等履修生には科目等履修生証を発行する。

第9条 科目等履修生は図書館等の学内諸施設を利用することができる。

第10条 科目等履修生については本規程および正規の学生に関する諸規定を準用する。

第11条 本規程の改廃は教授会の議を経て学長が行う。

附則①

1 本規程は、2000(平成12)年4月1日から施行する。

○福岡女学院大学短期大学部聴講生に関する規程

1971(昭46)年10月12日制定

最終改正 2000(平12)年4月1日

(学則第40条に関連して)

(資格)

第1条 聴講を願出することのできる者は、本学部の入学資格を有する者、または、これと同等以上の学力を有する者でなければならない。

(聴講承認)

第2条 聴講は、教授会の承認を得なければならない。

(聴講手続)

第3条 聴講を希望するものは、別に定める期日までに願出しなければならない。

(聴講科目)

第4条 聴講できる科目は、1学期期間に5科目以内に限る。又、履修人員に制限がある科目等では聴講を許可しないことがある。

(聴講料)

第5条 聴講料については、別に定める。

(図書館利用)

第6条 聴講生は図書館を利用することができる。その場合聴講証明書を発行する。

(身分証明書)

第7条 聴講生には身分証明書を発行しない。

(本規程の改廃)

第8条 本規定の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則①

1 本内規は、昭和46年10月12日に制定し、昭和47年4月1日から施行する。

2 削除

附則②～④省略

附則⑤

1 従来の第3条、第4条、第5条を削除し、従来の第2条の2を一部改正し第3条とする。また、第2条の3を第4条、第6条を第5条、第7条を、第6条、第8条を第7条、第9条を第8条とする。

2 本改正規程は、2000(平12)年4月1日から施行する。